

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請には変更部分を明確にして記載すること）

佐世保市内事業所（20社）から排出される一般廃棄物及び市内一般家庭の引越し時に臨時的に大量に排出される一般廃棄物を収集し、佐世保市東部・西部クリーンセンター、宇久ストックヤード、リサイクル業者へ運搬する。家電5品目については、指定引取業者へ運搬する。また、日曜日等で運搬先が休みの場合及び運搬先に搬入する時に事前選別が必要な場合において、積替え又は保管場所で、一般廃棄物の積替え又は保管、事前選別を行う。佐世保市内の離島分については、佐世保市一般廃棄物処理計画、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則に定めてある、佐世保市が収集運搬しない一般廃棄物のみ取り扱う。

2. 収集運搬する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）の種類及び運搬量等

| | 一般廃棄物 （特別管理 一般廃棄物） の種類 | 運搬量 （t/月又 はm ³ /月） | 積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保管 場所の所在地 | 備 考 | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----|---------------------------------------|---|
| | | | | 性状 | 予定排出事業場の 名称及び所在地 | 予定運搬先の名称及び所 在地 |
| ※離島分を取り扱わない場合は、宇久ストックヤードの記載は不要です。 | | | | | | |
| 1 | ごみ （可燃性） | 4t/月 | なし | 固形状 | 市内各事業所20社 | 佐世保市東部・西部クリーンセンター （佐世保市大塔町 1036-1） （佐世保市下本山町 2-1） |
| 2 | 資源物 （古紙類） | 2t/月 | 佐世保市△△町 76番地 | 〃 | 〃 | 〇〇リサイクル社（売却） （佐世保市××町 100番） |
| 3 | ごみ （可燃性） | 1t/月 | なし | 〃 | 市内一般家庭の引越し 時に臨時的に大量に排出 された一般廃棄物 | 佐世保市東部・西部クリーンセンター、宇久ス tockヤード （佐世保市大塔町 1036-1） （佐世保市下本山町 2-1） （佐世保市宇久町平 5272-4 外） |
| 4 | ごみ （不燃性） | 1t/月 | 〃 | 〃 | 〃 | 佐世保市西部クリーンセンター、宇久ス tockヤード （佐世保市下本山町 2-1） （佐世保市宇久町平 5272-4 外） |
| 5 | 粗大ごみ （畳以外） （可燃性） | 1t/月 | 佐世保市△△町 76番地 | 〃 | 〃 | 佐世保市西部クリーンセンター、宇久ス tockヤード （佐世保市下本山町 2-1） （佐世保市宇久町平 5272-4 外） |
| 6 | 粗大ごみ （畳のみ） （可燃性） | 1t/月 | なし | 〃 | 〃 | 佐世保市東部・西部クリーンセンター、宇久ス tockヤード （佐世保市大塔町 1036-1） （佐世保市下本山町 2-1） （佐世保市宇久町平 5272-4 外） |
| 7 | 粗大ごみ （不燃性） | 1t/月 | 佐世保市△△町 76番地 | 〃 | 〃 | 佐世保市西部クリーンセンター、宇久ス tockヤード （佐世保市下本山町 2-1） （佐世保市宇久町平 5272-4 外） |
| 8 | | | | | | 裏面へ |

備考 取り扱う一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）の種類ごとに記載すること。

(裏面)

| | 一般廃棄物 (特別管理 一般廃棄物) の種類 | 運搬量 (t/月又 はm ³ /月) | 積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地 | 備 考 | | |
|----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----|---------------------------------------|--|
| | | | | 性状 | 予定排出事業場の 名称及び所在地 | 予定運搬先の名称 及び所在地 |
| 9 | 資源物 (かん類・び ん類・ペットボ トル・古紙類) | 1t/月 | なし | 固形状 | 市内一般家庭の引越し 時に臨時的に大量に排出 された一般廃棄物 | 〇〇リサイクル社(売却)(古紙類) (佐世保市××町100番) 佐世保市西部クリーンセンター、宇久ストック ド (佐世保市下本山町2-1) (佐世保市宇久町平5272-4外) |
| 10 | 家電5品目 | 1t/月 | 〃 | 〃 | 〃 | ㈱山口商店 (大和町962番地) 佐世保ダイキュー運輸㈱ (新行江町539番地1) |
| 11 | 計 | 13t/月 | | | 20社 年間約100ヶ所 | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |

様式第一号の2

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

| 施設名 | 形式、寸法 | 自動車登録番号 | 規模、能力（積載量） | 備考 |
|---|--------|------------------|------------|----|
| △△町事業場 | 塵 芥 車 | 佐世保111さ 11-11 | 2,000kg | |
| 〃 | キャブオーバ | 佐世保110せ 110 | 4,000kg | |
| 〃 | ダンプ | 佐世保109ほ 11-12 | 2,000kg | |
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>自動車検査証の記載どおりに記載してください。 (例) ○ キャブオーバ × キャブオーバー</p> </div> | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) その他の運搬施設概要

ドラム缶 10缶 ごみの運搬時に、水分等の流出の恐れのある場合に使用する。

収集運搬施設保管場所 1カ所

ビニールシート

ビニール袋

ロープ

(裏面)

| 施設名 | 形式、寸法 | 自動車登録番号 | 規模、能力 (積載量) | 備考 |
|-----|-------|---------|-------------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

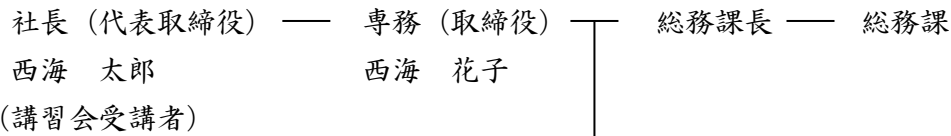
○車両ごとの用途

- ・塵芥車 佐世保111さ11-11 ごみ
- ・キャブオーバ 佐世保110せ110 ごみ、粗大ごみ、資源物
- ・ダンプ 佐世保109ほ11-12 粗大ごみ、家電5品目

○収集運搬業務を行う時間、休業日

- ・(月～金) 9:00～17:00 (土) 9:00～15:00
- ・休業日 日曜日及び運搬先が休業の日

○組織



新規のみ、受講者の下に記載する。

一般廃棄物収集運搬業務に携わる従業員を記載して下さい。
 法人でない方は「代表者(申請者)」を役員として記載して下さい。
 兼務する業務がある場合は、内数で記載して下さい。
 (例)
 役員：1人
 事務員：(1)人
 運転手：(1)人
 作業員：(1)人
 合計：1人

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 役員 | 政令で第4条の7に定める使用人 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|----|-----------------|-----|------|-----|-----|-----|
| 3人 | 0人 | 2人 | (5)人 | 5人 | 0人 | 10人 |

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

○ごみは塵芥車及びキャブオーバで運搬する。

- ・塵芥車で運搬（走行）時は、車両後方ごみ投入口を閉める。
- ・キャブオーバでの運搬時は、ごみをビニール袋に入れシート掛けを行う。
- ・水分等の流出の恐れのある場合には、ドラム缶に入れシート掛けを行う。

○粗大ごみはキャブオーバ及びダンプで運搬する。

- ・キャブオーバ及びダンプでの運搬時はロープ及びシート掛けを行う。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

※ 積替え又は保管を行う場合に記載（行わない場合は、「該当なし」を記載）

飛散・流出の 屋内で保管する。また、ごみは容器に入れて保管する。
防止対策

悪臭発生の 月1回消臭剤を散布する。
防止対策

衛生害虫発生の 月1回薬剤を散布する。
防止対策

地下浸透の 地面（床面）は防水コンクリートで被覆。
防止対策

火災発生の 1日2回の見回り点検を行う。また消火器を設置する。
防止対策

その他（囲い、表示） 囲い2m（コンクリート壁1m、スレート壁1m）
屋根 スレート、入り口 シャッター、表示看板あり。

(3) その他

積替え又は保管行為説明書

| | | | | | | |
|------------------------|--|-------------|---------------------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| 所在地 | 佐世保市△△町76番地 | | | | 面積 | 10.00 m ² |
| 施設の構造 | ①表示の有無 | 有 無 | | | | |
| | ②囲いの有無 | 有 無 | | | | |
| | ③床面の構造 | 防水コンクリート | | | | |
| 保管する廃棄物の種類 | 積替えのため 搬出する量 (m ³ /日) | 保管期間 (日) | 最大保管 数量 (m ³) | 積上げ 上限高 (m) | 保管の場所 (屋内・屋外) | 積替え先 |
| 資源物 (古紙類) | 6.00 m ³ /日 | 1日 | 6.00 m ³ | 1.00 m | 屋内 | 〇〇リサイクル社 (売却) |
| 粗大ごみ (畳以外) (可燃性) | 2.00 m ³ /日 | 1日 | 2.00 m ³ | 1.00 m | 屋内 | 佐世保市西部 クリーンセンター |
| 粗大ごみ (不燃性) | 2.00 m ³ /日 | 1日 | 2.00 m ³ | 1.00 m | 屋内 | 佐世保市西部 クリーンセンター |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

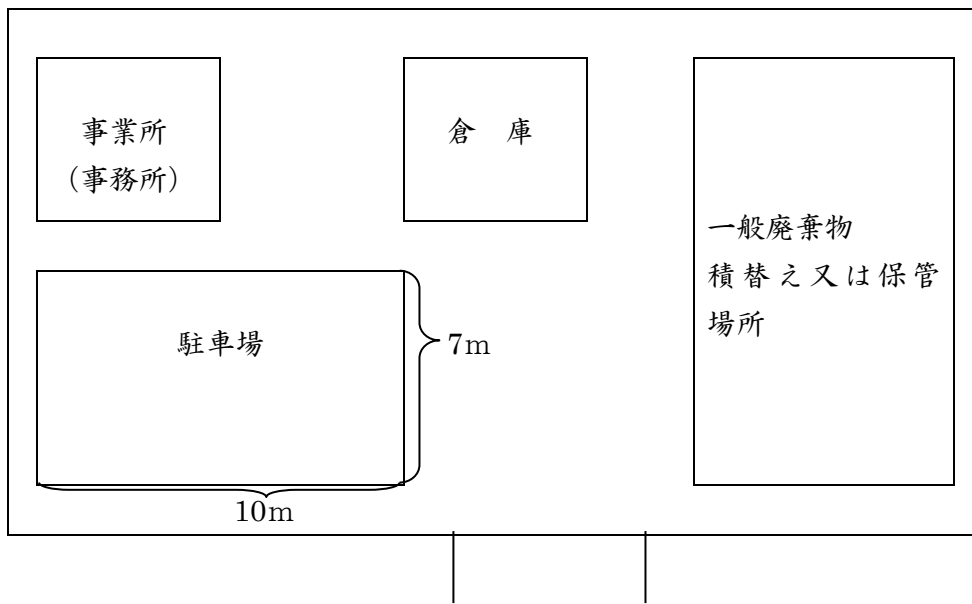
事務所及び事業場付近見取図

事務所及び事業場の両方の所在地を記載して下さい。

| | |
|--|------------------------------|
| 所在地 | 佐世保市〇〇町1番1号（事務所）、△△町76番（事業場） |
| | |
| <p>※目印になる物（バス停や店舗等）を図示して下さい。 （住居地図等の写しでも可）</p> | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務所の見取図及び事業用車両の駐車場部分がわかるように記載すること。 2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本）を添付すること。 3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（使用契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。 | |

収集運搬施設保管場所平面図

| | | | | |
|-------|------------|------------|----|-------|
| 所在地 | 佐世保市△△町76番 | | | |
| 土地所有者 | 住所 | 佐世保市〇×町2番地 | 氏名 | 西海 花子 |
| 建物所有者 | 住所 | | 氏名 | |



※ 駐車スペースの寸法等についても記載してください。

1. 当該申請に係る収集運搬施設保管場所が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。
2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本）を添付すること。
3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（使用契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。

(裏面)

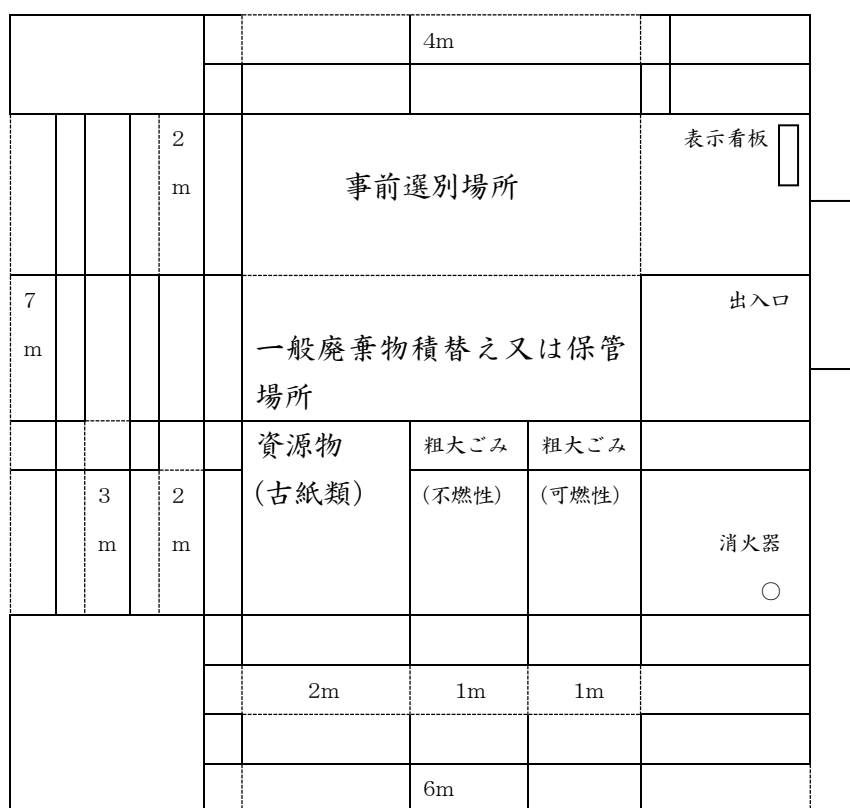
収集運搬施設保管場所付近図

事務所及び事業場付近見取図と同じ

1. 収集運搬施設保管場所の付近図を記載すること。(住宅地図等の写しでも可)

積替え又は保管場所平面図

| | | | |
|-------|-------------|-------------|------------------|
| 所在地 | 佐世保市△△町76番地 | | |
| 土地所有者 | 住所 | 佐世保市○×町2番地 | 氏名 西海 花子 |
| 建物所有者 | 住所 | 佐世保市○○町1番1号 | 氏名 佐世保市運送株式会社 |



※ 消火器や表示看板を図示して下さい。

1. 当該申請に係る積替え保管施設が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。
2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本）を添付すること。
3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（使用契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。

(裏面)

積替え又は保管場所付近図

事務所及び事業場付近見取図と同じ

1. 積替え保管施設の付近図を記載すること。(住宅地図等の写しでも可)

※ 車両ごとに作成すること。

車両・船舶の写真

| | | | |
|---|--------------|--|---------|
| 登録番号 | 佐世保111き11-11 | 最大積載量 | 2,000kg |
| 運搬する 廃棄物の種類 | ごみ | <p>様式第一号の3の「車両 毎の用途」欄と整合を図 ってください。</p> <p>斜め前方からナンバープレート（船名等）が 確認できるように写した写真を貼り付けること。</p> <p>※ <u>車両の4面が写るよう、対角線上に撮影してください。</u></p> | |
| | | | |
| | | <p>斜め後方からナンバープレート（船名等）が 確認できるように写した写真を貼り付けること。</p> | |
| <p>1. 車両については、車検証の写しを添付すること。 申請者に使用する権原がない場合は、使用契約書の写し、又は使用承諾書を添付すること。</p> <p>2. 船舶については、船舶検査証、船舶国籍証、備船契約書の写しを添付すること。</p> | | | |

※ 容器ごとに作成すること。

収集運搬に供する容器

| | | | | | |
|---------------------------------------|------|----|-----|----|------|
| 名 称 | ドラム缶 | 材質 | 鉄 製 | 容量 | 200ℓ |
| 運 搬 する 廃棄物の種類 | ご み | | | | |
| <p>構造が確認できるように写した写真を 貼り付けること。</p> | | | | | |

| | | | | | |
|---------------------------------------|--|----|--|----|--|
| 名 称 | | 材質 | | 容量 | |
| 運 搬 する 廃棄物の種類 | | | | | |
| <p>構造が確認できるように写した写真を 貼り付けること。</p> | | | | | |

土地・建物・車両等使用承諾書

下記の物件（車両等）を一般廃棄物処理業の用に使用することを承諾します。

土地： 佐世保市△△町76番 (800.01 m²)

建物： ()

車両等：

※ 賃借契約書がある場合は、契約書を添付でも可。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

借主 住所 佐世保市〇〇町1番1号

氏名 佐世保市運送株式会社 代表取締役 西海 太郎

貸主 住所 佐世保市〇×町2番地

氏名 西海 花子 印

様式第五号

| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | | |
|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 内 訳 | 金額 (千円) | |
| 事業の開始に要する 資金の総額 | 20,000千円 | |
| 土地 | 5,000 | |
| 事務所 | 5,000 | |
| 収集運搬車両 | 2,000 | |
| 積替保管施設 | 1,000 | |
| 運搬具 | 5,000 | |
| その他 | 2,000 | |
| | | |
| 調 達 方 法 | 自己資金 | 12,000 |
| | 借入金 | 7,000 |
| | (借入先名) | 〇〇銀行長崎支店、△△信用金庫佐世保支店 |
| | | |
| | | |
| | その他 | 1,000 |
| | 増 資 | |
| | | ※ 既に事業を行っており、新たな資金調達の 必要がない場合は、その旨を記載すること。 |
| | | |
| 備 考 | 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること | |

様式第六号 ※申請者が個人の場合に記載

| 資産に関する調書 | | | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日現在 |
|----------|-------------|-----|------------|---------------|
| 資産の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額 (千円) | |
| 現金・預金 | 現金 | | 1,000 | |
| | 普通預金 | | 1,500 | |
| 有価証券 | | | 0 | |
| 未収入金 | | | 0 | |
| 売掛金 | | | 0 | |
| 受取手形 | | | 0 | |
| 土 地 | 事業場用地 | 1 | 5,000 | |
| 建 物 | 事務所、倉庫 | 各1 | 5,000 | |
| 備 品 | | | 500 | |
| 車 両 | 運搬車両 | 4台 | 5,000 | |
| そ の 他 | 構築物等 | | 2,000 | |
| 資 産 計 | | | 20,000 | |
| 負債の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額 (千円) | |
| 長期借入金 | 〇〇銀行長崎支店 | | 5,000 | |
| 短期借入金 | △△信用金庫佐世保支店 | | 2,000 | |
| 未 払 金 | 車両等購入費残金 | | 2,000 | |
| 預 り 金 | | | | |
| 前 受 金 | | | | |
| 買 掛 金 | 備品購入費 | | 1,000 | |
| 支 払 手 形 | | | | |
| そ の 他 | | | | |
| 負 債 計 | | | 10,000 | |

欠格条項に該当しない旨の申告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により一般廃棄物(特別管理一般廃棄物)処理業の許可（変更許可）申請等にあたり、次のいずれにも該当しないことを申告します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日（申請日）

申告者 住所 佐世保市〇〇町1番1号

佐世保市運送株式会社
氏名 代表取締役 西海 太郎

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 3 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- 4 法、次に掲げる生活環境の保全を目的とする法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
 - (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (8) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (9) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- 6 刑法（明治40年法律第45号）の次に掲げる罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
 - (1) 第204条（傷害）
 - (2) 第206条（現場助勢）
 - (3) 第208条（暴行）
 - (4) 第208条の2（凶器準備集合及び結集）
 - (5) 第222条（脅迫）
 - (6) 第247条（背任）
- 7 法若しくは法に基づく処分に違反し、若しくは法に定める欠格条項に該当し、一般廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理業の許可、特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消され、又は浄化槽法の規定により浄化槽清掃業の許可を取り消され、5年を経過しないもの。（法人である場合においては、当該取り消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であったもので当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 8 前項の許可の取り消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から、処分の決定する日までの間に、相当の理由なく、事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号の規定による届出をした日から5年を経過しないもの。
- 9 前項の届出をした場合において、前項の通知の日前60日以内に当該法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から9までの一に該当するもの
- 11 法人で次に掲げる者のうち上記1から9までの一に該当する者のあるもの
 - (1) 申請者の使用人であって、本店又は支店（個人以外にあつては主たる事務所又は従たる事務所）の代表者であるもの
 - (2) 申請者の使用人であって、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるもの
- 12 個人で次に掲げる者のうち上記1から9までの一に該当する者のあるもの
 - (1) 申請者の使用人であって、本店又は支店（個人以外にあつては主たる事務所又は従たる事務所）の代表者であるもの
 - (2) 申請者の使用人であって、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるもの